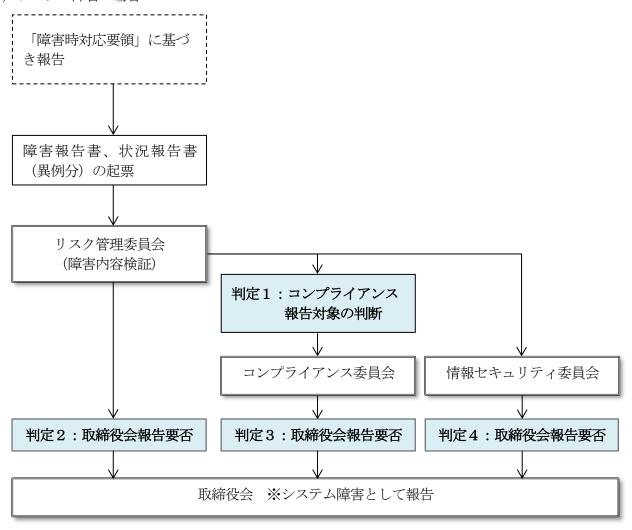
1. 取締役会への報告について 事象発生時における取締役会への報告手順および報告判定基準を以下のとおりとする。

(1) システム障害の場合



①コンプライアンス委員会への報告判定基準

判定1:別に定める「コンプライアンス報告管理要領」に基づき、コンプライアン ス報告対象の要否を判断する。

②取締役会への報告判定基準

判定2:「障害時対応要領」に基づき、レベル3およびレベル2の会議体設置により対応した事象について取締役会へ報告する。

※参考(障害時対応要領から抜粋)

レベル3:「障害緊急対策本部設置要領」の設置基準に該当するシステム障害が発生した場合。(障害報告書による報告)

レベル2:システム障害のレベルが、「レベル3」に至らないレベル で、社内関連部署への通知および復旧協力を必要とする場

合。 (障害報告書による報告)

レベル1:JA等窓口を含む対外的な影響がなく、業務停止に至らな

い社内で完結できるシステム障害が発生した場合。 (システム修正票、状況報告書(異例分)による報告)

判定3:別に定める「コンプライアンス報告管理要領」の別紙「判定基準表」の重 大性基準に該当する場合は取締役会へ報告する。

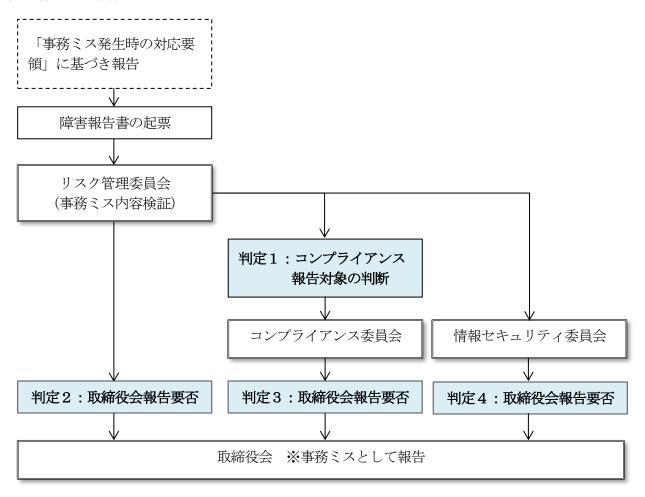
(コンプライアンス違反と判断)

判定4:「情報セキュリティ事件・事故報告規程」の第2条(報告の対象)のうち、システム障害に起因する事象について、別に定める「コンプライアンス報告管理要領」の別紙「判定基準表」の重大性基準に該当する場合は取締役会へ報告する。

※参考(情報セキュリティ事件・事故報告規程 第2条)

- ①不正アクセスによる情報漏洩
- ②情報利用者による情報漏洩
- ③なりすましによる情報漏洩
- ④使用不能攻撃
- ⑤ハードウェアの紛失
- ⑥入退カードの紛失
- (7) 盗難など
- ⑧情報システムのハードウェア障害によるサービス停止、遅延、誤処理
- ⑨情報システムのソフトウェア障害によるサービス停止、遅延、誤処理
- ⑩情報システムの運用ミスによるサービス停止、遅延、誤処理

(2) 事務ミスの場合



①コンプライアンス委員会への報告判定基準

判定1:別に定める「コンプライアンス報告管理要領」に基づき、コンプライアン ス報告対象の要否を判断する。

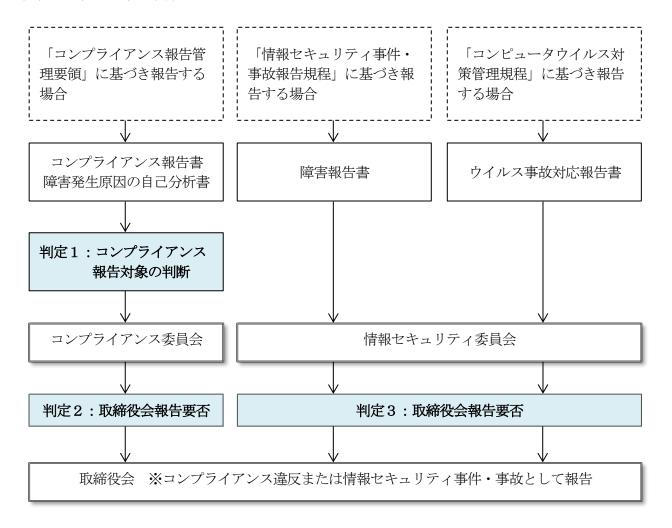
②取締役会への報告判定基準

判定2:別に定める「コンプライアンス報告管理要領」の別紙「判定基準表」の重

大性基準に該当する場合は取締役会へ報告する。

判定3:前述「システム障害の場合」の判定3と同様 判定4:前述「システム障害の場合」の判定4と同様

(3) その他の事象の場合



(1)コンプライアンス委員会への報告判定基準

判定1:別に定める「コンプライアンス報告管理要領」に基づき、コンプライアン ス報告対象の要否を判断する。

②取締役会への報告判定基準

判定2:別に定める「コンプライアンス報告管理要領」の別紙「判定基準表」の重大性基準に該当する場合は取締役会へ報告する。 (コンプライアンス違反と判断)

判定3:「情報セキュリティ事件・事故報告規程」の第2条(報告の対象) および コンピュータウイルス感染に該当する事象について、別に定める「コンプ ライアンス報告管理要領」の別紙「判定基準表」の重大性基準に該当する 場合は取締役会へ報告する。